小牧市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について公表する。

令和6年2月29日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 河 内 伸 一

定期監査の結果について

## 第1 監査の対象及び実施期間

福祉部

福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課、 保険医療課、市民窓口課

対象期間 令和5年4月1日から令和5年10月31日までの所管業務 実施期間 令和5年11月28日から令和6年1月15日まで

## 第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等の財務事務及び所管する個別の事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を求め、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおいて監査を実施した。

# 第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

各所管の監査の結果及び意見は次のとおりである。

## 【福祉部】

《福祉総務課》

### 指摘事項

・ 庶務事務について 旅費の支給金額が誤っていたもの(過少支給)

## 意 見

・ 本市の生活保護受給世帯及び受給者数については増加傾向にあり、担当 するケースワーカーは1人あたり 80 を超える世帯の支援を行わなければ ならない状況である。

生活困窮者には様々な理由があり状況も個々に異なることから、対応する職員の業務負担も大きいと考えられる。コミュニケーションをとるなど職員のメンタルヘルスに留意するとともに、職場環境にも配慮されたい。

・ 国による物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し緊急支援給付金の支給が行われた。

支給対象と見込まれる世帯に対し、早い段階に市から確認書を郵送することにより、受給の可否に関する問い合わせが減り職員の負担軽減に繋がったとのことである。申請割合も高く合理的な手法であったと考えられることから、他の業務においても、効率的かつ効果的な方法を検討し取り組まれたい。

《地域包括ケア推進課》

指摘事項なし

## 意 見

・ 地域包括ケア推進課においては、地域住民、関係団体、行政などの関係 者が地域の中で連携を図りながら、地域福祉の仕組みづくりや支援に取り 組まれている。

買い物に困る高齢者等の生活支援と地域の見守り活動を推進する目的から締結された「買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定」は、市、民間企業、社会福祉協議会の三者によるものであり、早ければ今年度中にも移動販売車による地域での販売を開始するとのことである。今後も地域の中で高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、民間企業の協力も得ながら生活支援体制の整備に努められたい。

 令和5年6月にオープンした田県の郷においては、11月までの半年間で 一般開放日の人数も含め約4万人弱の利用があったとのことである。既存 の野口の郷、小針の郷と同様、地域に根付いた老人福祉センターとして市 民の健康増進と教養の向上に努められたい。

《障がい福祉課》

### 指摘事項

契約事務について予定価格調書の取扱いが適切でなかったもの

### 意見

・ 成年後見制度を必要とする人が増加しているなか、専門職後見人が不足していることや、身近な市民による寄り添い型の権利擁護支援を受けられる環境整備の必要性から、本市を含む二市二町で共同設置した尾張北部権利擁護支援センターにおいて、研修を開催し、市民後見人の育成に努められている。

また、成年後見利用支援実施要綱の改正により、法人受任等の場合は報酬助成の対象を広げるなど、体制の整備をされている。引き続き、権利擁護支援による地域共生社会の実現に取り組まれたい。

市内5か所の事業所において障がいのある人への相談支援を実施されている。相談が増加していることに加え、相談内容も複雑・多様化している。

ることから、困難事例等への対応など相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターが設置された。各事業所間及び関係機関との情報共有、連携の緊密化を図り、地域での支援体制を充実されたい。

《介護保険課》

指摘事項なし

### 意 見

介護保険課では、介護認定業務において認定調査員支援システムを導入 したことにより、調査票等書類作成にかかる時間の短縮及び事務負担の軽 減につながっているとのことである。

本市の要介護認定者数は、令和5年11月末時点で5,700名余であり、 今後、更なる高齢化に伴い認定調査件数の増加が想定される。引き続きデジタル技術を活用することで認定調査の効率化を図るとともに、調査員の ケアや労働環境の向上にも取り組まれたい。

《保険医療課》

指摘事項なし

#### 意 見

・ 保険医療課においては、特定健診の受診結果をもとに特定保健指導を行っている。本市は、特定健診及び特定保健指導の実施率が県平均より上回っているものの、メタボリックシンドローム該当者の割合が高いことから、特定保健指導を受診しやすい体制を整備されている。

治療が必要となる手前の段階で健康を意識してもらうことや、壮年期にかかる前の世代にヤング健診の勧奨を行うことは、健康維持や健診受診率向上なども期待できる。多くの市民が健康を維持することは、療養給付費の負担減にもつながることから、引き続き健診及び指導件数の増加となる取組を推進されたい。

《市民窓口課》

指摘事項なし

## 意 見

- ・ おくやみコーナーでは、予約を受け、職員が事前に準備を行うことにより、遺族は死亡に関する手続きを市役所内の関係部署を回ることなく、所要時間も1時間程度で行うことができる。市民に寄り添った良い取組であると考えることから、更なる利用率向上に努められたい。
- ・ 令和 5 年 11 月末時点における本市のマイナンバーカードの交付率は 82.41%であり県内 3 位となっている。これは、出張申請の受付やマイナポイントの周知に積極的に取り組まれた結果であると考えられる。

マイナンバーカードを利用した住民票の写し等のコンビニ交付、転出手続やパスポートの更新等のオンライン申請をはじめ、手数料のキャッシュレス決済やスマート窓口を導入し、更には戸籍証明書等の広域交付が始まるなど市民の利便性の向上を図られている。

引き続き、市民目線に立ったサービスを充実させるとともに、人的資源である職員の負担が軽減されるよう、業務の効率性についても検討されたい。